

あいくる 再生路盤材 品質・性能試験



品質・性能試験

ふるい分け試験
液性・塑性限界試験
修正CBR試験
すりへり試験
不純物量試験



環境に対する安全性試験

溶出量試験
含有量試験



本社試験室において計量証明事業所登録により、あいくる指定試験所と認定されました。認定申請（新規・更新）時の試験結果報告書の提出が可能です。

指定試験所の範囲

計量証明事業所

計量法第107条に基づき、経済産業省で定める事業区分のうち、濃度において県知事の登録を受けた事業所。

あいくる材認定申請（新規・更新）手続き、品質・性能や環境に対する安全基準の試験、打合せから申請書類の作成、愛知県への申請手続き代行まで一括してサポート致します。お気軽にお問い合わせください。

あいくる 指定試験所



株式会社 **土木材料試験所**

Website: <http://d-ken.com>

E-mail: info@d-ken.com

国部整建産登 第000361号 質01第2184号

計量証明事業(愛知県)第886号

本社

〒451-0062

愛知県名古屋市西区花の木一丁目14番28号

TEL: (052)524-3751/FAX: (052)524-0912

営業課 : 柴田 行和 TEL: 080-5124-3448
技術課 : 吉田 賢矢 TEL: 080-3062-4191
環境コンサル課: 川村 竹治 TEL: 090-9221-7209

あいくる よくある質問Q&A

Q1-3：認定申請の際に行う試験は、どこで実施すればよい？（H25.8.1改正）

A：あいくる材認定申請（新規・更新）の際には、品質・性能や環境に対する安全性が評価基準に適合していることを証明する資料として、あいくるにおいて指定する試験所等（指定試験所）における試験結果証明書の添付を求めています。

指定試験所の範囲についても、次のとおり定めておりますので、試験を依頼される際には、ご注意ください。

《参考》実施要領運用基準別表1

別表1 指定試験所の範囲

1.都道府県が所管している試験所。

2.登録試験所

工業標準化法第69条の二に基づき、機構の登録を受けた試験所。

同法に依らないが、JIS Q 17025の適合性が審査され、登録を受けた試験所。

3.計量証明事業所

計量法第107条に基づき、経済産業省で定める事業区分のうち、濃度において県知事の登録を受けた事業所。

Q3-3：「品質・性能の試験結果」に添付する証明書は、
自社での検査試験結果でも良い？（H18.3.28追加）

A：あいくる材評価基準適合状況報告書に「品質・性能の試験結果」として添付する証明書は、自社（関連会社）において検査体制が確立しており、試験機器がある場合であれば、自社（関連会社）によるものでも構いません。

Q3-4：「環境に対する安全性に関する試験結果」に添付する証明書は、
自社での検査試験結果でも良い？（H22.1.4追加）

A：あいくる材評価基準適合状況報告書に

「環境に対する安全性に関する試験結果」として添付する証明書は、自社（関連会社）が環境計量証明事業所であり証明書が発行される場合であれば、自社（関連会社）によるものでも構いません。

（愛知県HP抜粋・愛知県リサイクル資材評価制度）